

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の _____額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）に規定する広域連合長の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、<u>船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費</u>とし、その額は、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年広域連合条例第22号）に規定する広域連合長の例による。</p> <p>3 (略)</p>